

1 福祉避難所（内閣府）

災害対策基本法による避難所の指定基準の一つである。

「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を滞在させるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について、内閣府令の基準に適合するもの。 **（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）**

【基準】災害対策基本法施行規則第1条の9

- ① 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の円滑な措置が講じられていること。
- ② 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- ③ 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

【要配慮者】災害対策基本法第8条第2項第15号

「災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義。

- 福祉避難所の事前指定・準備は「要配慮者」を対象に備える必要がある。
- 「その他特に配慮する者」⇒ 妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者等を想定。

一般的な避難所では支障があるため、福祉避難所を設置し、受入、何らかの特別な配慮が必要。

2 府中市の福祉避難所

(1) 指定されるもの

要援護者に対応するため、バリアフリー対策が施され、福祉サービス等が受けられるよう予め指定された**福祉施設等**。

(2) 避難対象

避難支援計画の対象者とともに**病弱者、傷病者等**も対象となる。

【福祉避難所の留意点】

福祉避難所は災害時に必要に応じて開設される二次的な避難所。
原則として、最初から避難所として利用することはできない。
福祉避難所に指定している施設のうち、どの施設に福祉避難所を設置するかは、災害の規模、災害の場所、要支援者の避難状況に応じて**市が決定する**。

【運営体制】

市が設置した「災害時要援護者支援班」（福祉保健部職員）を中心に関係機関と連携し運営

3 府中市の福祉避難所の指定

○指定の目標

小学校区に1か所程度の割合で、指定することを目標とする。

(1) 避難所の設定基準等に基づき、必要な要件を備える市内の福祉施設等を福祉避難所として指定

【避難場所の設定基準】

- 1 場所 ⇒山、がけ崩れの危険が見込まれる場所を回避し選定
- 2 建物 ⇒原則、耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建物を選定
地震等の影響を考慮し、隣接して空地があることが望ましい。
- 3 利便性 ⇒物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して選定
- 4 配置 ⇒被害の程度、被害者数を勘案しつつ、居住地への近接性を考慮し確保
- 5 準備 ⇒災害時要援護者の支援のため、社会福祉施設を事前に選定

(2) 利用可能な施設の想定

- ア 一時避難所（小・中の教室）
- イ 二時避難所（文化センター、女性センター等）
- ウ 社会福祉施設（老人福祉施設、老人保健施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等）

【「福祉避難室」の設置促進】

福祉施設など該当施設のない地域等について、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を確保することが効果的

(3) 指定施設の要件

- ア 施設の安全性の確保 ⇒（耐震・耐火構造・危険区域外）
- イ 要援護者の施設内での安全性の確保 ⇒（バリアフリー化）
- ウ 要援護者の避難スペースの確保 ⇒（特性を踏まえた空間の確保）

(4) 福祉避難所指定に関する協定の締結

市が有する施設以外の民間や都立などの施設を指定する場合には、十分調整し協定を締結する。

【指定の留意点】

老人福祉施設、老人保健施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、特別支援学校等を利用して設置し、居宅介護等事業などと連携が図りやすい施設を利用する。

- 1 緊急入所等の対応のため予め確保しておく。
- 2 緊急入所等の対応に施設的、人的に受け入れ体制に不足が予想される。
- 3 要介護の緊急入所者と福祉施設の避難者に混同が生じやすい。
- 4 入所対象非該当者の継続入所により、復旧時の運営への支障の虞がある。

【自主防災組織体制】

物資・機材確保、情報収集・伝達など、自主防災組織の体制等を把握し、適宜適切な支援を要望

1 福祉避難所の周知

(1) 府中市は福祉避難所に関する情報(設置目的、設置場所、設置基準、ルール等)を広く市民に周知する。

※特に要援護者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して周知徹底を図る。

市は予め福祉避難場所を指定した時には、地域防災計画等に定めその施設の情報(場所、収容可能人数、設備内容等)、避難方法を周知する。

2 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

(1) 訓練及び研修会等の実施

府中市：訓点・研修の実施

参加 ⇒ 自主防災組織、地域住民、要援護者及びその家族等
※要援護者の避難支援対策に向け、幅広い関係者が参加

(2) 普及啓発

府中市：普及啓発

対象 ⇒ 自主防災組織、地域住民、関係団体、要援護者及びその家族等
※要援護者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等に関する知識を普及啓発

3 福祉避難所の施設整備

府中市：施設整備

○施設管理者と連携し、必要な施設整備を実施
・バリアフリー化(段差解消、スロープ設置、障害者用トイレの設置等)
・冷暖房設備の整備
・情報関連機器の整備
・その他必要と判断される施設整備

4 福祉避難所の物資・器材・移送手段の確保

(1) 物資・器材の確保

府中市：災害時への備え
※必要な物資・器材を備蓄
※調達先リストの整備
※関係団体・事業者等と協定
・福祉機器等の確保供給
協定を締結するなど連携強化

○施設管理者と連携対応
・食材(アレルギー体質含む)、飲料水
・介護用品、衛生用品
・医薬品、薬剤
・車椅子、ストマ用装具、ポータブルトイレ
・非常用電源の確保又は発電機
・福祉機器(ベッド・車椅子等)

※移送手段の確保
一般避難所から福祉避難所への移送、福祉避難所間移送、福祉避難所から医療機関等への緊急移送手段を確保するため、関係機関と協議し予め決める。

5 人材の確保

府中市：人材確保
避難生活支援の有資格者

○必要な有資格者等の専門的人材の確保に関し、環状団体・事業者等と協定を締結するなど、災害発生時の支援人材の確保に関し、連携を図る。
・保健師、看護師、薬剤師、保育士、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー、ケアマネージャー等

【連携】身体障害者相談員、知的障害者相談員との連携

避難所で生活相談ができる体制が必要。
障害のある方の相談体制として、医療、生活、施設などの相談内容が幅広くあるいは専門的であるため、各相談員と連携体制を構築する。

【個別計画の整備】災害時要援護者避難支援計画(個別計画)の整備

一時避難所から福祉避難所への避難について
原則、要援護者とその家族が、自主防災組織、民生委員、支援団体等による支援を得て避難する。
避難支援者の特定など、より具体的な避難支援計画(個別計画)を作成する必要がある。

6 社会福祉施設、医療機関等との連携

府中市連携強化⇔社会福祉施設、医療機関等

【設置・運営の連携強化】

情報共有の場設定⇒専門的人材の確保、福祉機器の調達、緊急入所等の協力
協定締結⇒関係団体・事業者同士が平時から連携強化
協定締結⇒医療機関等の協力を得福祉避難所での感染症の発生・拡大及び発症した場合の対応
【緊急入所等への対応】
協定締結⇒専門的な施設への緊急一時入所等の対応
医療機関との連携を図り、症状の急変時対応の治療措置等により医療機関への搬送対応

7 最新情報の把握

【対象者数の把握】

・福祉避難所の指定数・整備数の検討の基礎データを収集 ⇒ 避難対象者数の把握
・対象者 ⇒ 障害者、高齢者、難病疾患患者等と病弱者、傷病者等の把握
・情報活用 ⇒ 民生委員・児童委員、各相談員障害者団体等からの情報

1 災害発生時の対応

【避難所の開設】

(1) 災害状況の把握・開設の判断

市は福祉施設避難所開設を判断 ⇒ 判断材料（災害の状況を把握） ↓

- ① 災害の規模、場所
- ② 要援護者の避難状況（避難場所、人数、世帯数など）
- ③ 福祉避難所指定施設の安全性（ライフラインの使用状況、応急危険度判断結果）

府中市が福祉避難所の開設を判断

※災害時に即応（チェック）可能なチェックリスト等を作成

○開設期間：原則、災害発生から概ね3日後から最大限7日間（災害救助法）

期間延長 ⇒ 国・都と協議し、必要最小限の期間延長可能

(2) 人員の配置 ⇒ 担当職員を派遣し、管理運営実施 ⇔ 施設管理者の協力

(3) 開設の周知 ⇒ 利用方法、対象者の周知 ⇒ 職員、地域住民、団体、要援護者等

※受け入れの限界等勘案し、広報を検討

2 福祉避難所の運営

(1) 災害時要援護者の受入 ⇒ 受け入れ体制が整い次第、実施

(2) 受入の優先 ⇒ 障害の状態、心身の健康状態を考慮し、必要度の高い人優先

(3) 家族の受入 ⇒ 介護等にあたる最低限の家族

【優先順位の判断】保健師（健康相談担当）と災害時要援護者支援班が連携して決定

・要援護者数、福祉避難所設置の状況に応じて、優先順位を決定

・決定の際、社会福祉施設への緊急入所、医療施設への緊急入院も考慮

(4) 避難者名簿作成 ⇒ 避難者名簿を整備し、随時更新

(5) 災害対策本部への報告 ⇒ 名簿の整理・集計を定期的に行い必要の都度報告

(6) 避難者の退所 ⇒ 提出先を確認記録

(7) 避難者の公開 ⇒ 希望した場合、住所と氏名を避難所受付窓口に掲示

避難所
レイアウト
の作成

- ・円滑な共同生活のため、レイアウトを早期に設定
- ・プライバシー保全の衝立等の有効活用
- ・難病患者等の要配慮者に小部屋や空調が整備された部屋を割当

3 人材（支援者）の確保

府中市

○人材確保：運営従事者
・介助スタッフ、生活相談員

不足時要請

災害対策本部

ボランティアの援助の必要性を判断

【要請】 -----
人員・活動内容

府中市
災害ボランティア本部

行くよう伝える

【避難生活支援の分担】 市と施設管理者が協力して実施

- ① 要援護者介護、看護活動の補助
- ② 清掃及び貿易活動への応援
- ③ 災害対策物資、資機材の輸送及び配分活動への協力
- ④ 手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力
- ⑤ その他、機器を伴わない軽易な作業への協力

ボランティア直接来所時の対応

※市ボランティア本部へ

- ・受付
- ・ボランティア保険への加入
- ・適正配置

【ボランティアの管理】

○ボランティアにどのような協力を要請するか ⇒ 避難所本部運営会議で検討

○具体的な作業指示 ⇒ 避難者の自主組織の個々の作業担当者

○保険加入の確認を行うこと、名札や腕章でボランティアを区別

4 食料・物資の配給と管理

府中市：在庫の状況を常に把握し計画的に配給（食料・物資の不流通を回避）

- ① 特別な要望（介護用品・衛生用品等）への対応 ⇒ 個別対応に努める
- ② 不足の食料・物資がある場合の対応 ⇒ 災害対策本部へ要請（内容・数量を取りまとめ）
- ③ 要請物資が到着した場合の対応 ⇒ 受払簿への記帳、保管場所へ保管

【トイレに係る対応】施設内トイレの使用可能の是非を確認 ⇒ 使用不能トイレの使用禁止

・手摺等の設置、洋式ポータブルトイレを設置（トイレ数が少ない場合災害対策本部に要請）

・衛生管理（清掃、手洗い消毒液交換等）毎日実施。仮設トイレの汲み取り早めに要請

【清掃とゴミに係る対応】避難所全体で毎日1回の清掃の実施

・ゴミの集積場所（直射日光回避）を指定し、避難者へ周知 可燃不燃の分類等

【防疫に関する対応】手洗い・うがいの徹底（マスク・うがい薬等の予防対策）

・食器の十分な洗浄、食器はできるだけディスポ使用、入浴・洗濯（飲料水の安定供給の場合）

・体調不良者の把握と感染症発症時の接触制限等、感染の拡大防止の対応

【問合せ・取材対応】避難者名簿により、安否確認等の問い合わせに対応

・避難者のプライバシーと安全を守る、受付・対応者を特定、1は直接取り次がない等配慮

・避難者の了解や同意の場合、立入や取材・撮影、災害対策本部を介して実施可能

5 福祉避難所における要支援者の支援

【要支援者の支援】

- ・避難している要支援者の健康状態・必要な支援を把握
- ・男女ニーズの違い等に十分配慮し、プライバシーの保護に努める

【福祉サービスの提供】

- ・災害発生の前に受けていた福祉サービスが被災後も継続して受けられるよう、福祉サービス事業者と連携を図り、必要な福祉サービスを提供する。
- ・福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等の在宅福祉サービスの提供は、福祉各法による実施を想定

【相談窓口の設置】

- ・相談窓口を設置 ⇒ 生活相談員による総合的な福祉、健康相談、生活相談等を実施

【緊急入所等の実施】

- ・福祉避難所での避難生活が困難な要援護者 ⇒ 緊急入所、緊急ショートステイ等で適切対応
- ・医療処置や治療の必要な要援護者 ⇒ 医療機関に移送対応

6 福祉避難所の統廃合と閉鎖

統廃合

○福祉避難所の利用の長期化により、各福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合

※要援護者その家族へ十分に説明し、理解と協力を得る

閉鎖

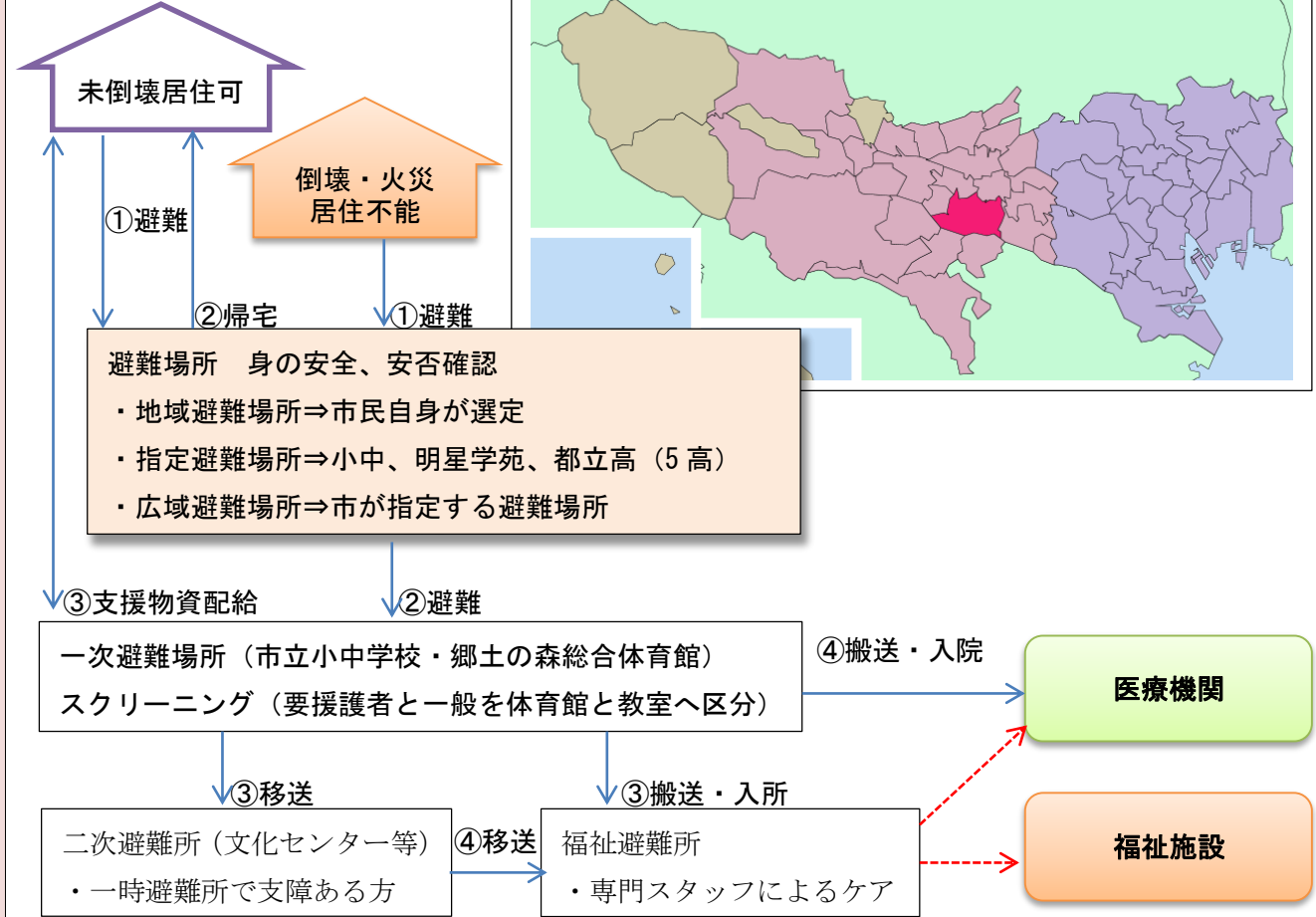
○避難している要援護者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、閉鎖し、必要な原状回復を行う

7 運営の流れ

←時間の流れ→ 平常時 予知情報発生から2日 3日以降 復旧後

対応事項	対象者把握	指定・周知	訓練等実施	施設設備整備	物資等移送手段確認	医療機関等との連携	指定施設へ情報提供	指定施設へ開設依頼	災害情報把握開設判断	人員の配置・職員派遣	開設の周知	運営開始	要援護者受入・移送	避難者名簿作成	レイアウト作成	支援人材の確保	食料・物資配給と管理	トイレ設置	清掃・ゴミ集積	防疫対策	問合せ対応・マスコミ	要支援者への支援	統廃合	閉鎖
府中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設・関係機関			○	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			a																					
			r																					
			u																					

8 福祉避難所への避難者の流れ



- 1 避難 避難所への避難 ⇒ 自主防災組織を中心とした避難支援者の支援で避難
- 2 移送 二次避難所・福祉避難所への移送 ⇒ 施設、自主防災組織の協力により移送
- 3 搬送、入所、入院 ⇒ 救急車両等で搬送

9 福祉避難所設置に係る費用の取扱い

【費用】 災害救助法

- ①開設費用：設置、維持管理に必要な費用 ⇒ 限度額の範囲で支出
- ②事業費用：日常生活の支援を含めた生活に関する相談等 ⇒ 実費を加算
- ③加算費用：次の通りを想定
 - ア 仮設設備並びに機器又は器具等の借上げに必要な経費（工事費含む）であり、不足する経費
 - イ 日常生活上の支援を行うに必要な紙オムツ、ストマ用器具等の消耗器材等の購入費
 - ウ 要支援者概ね10人に対する1人の介護員等配置の経費（家族はカウントしない）

※福祉避難所の閉鎖

⇒ 後始末ないし残存資材の処分等、原状回復に要する費用は加算対象

1 身体障害者

【身体障害】生まれつきの障害のある人、病気や事故などによる中途障害の人。身体障害者手帳。

- ①視覚障害 ⇒ 視力や視野に何らかの障害のあること。全盲、弱視、色の区別、視野が狭隘。
- ②聴覚障害 ⇒ 聴覚になんらかの障害のあること。音声でのコミュニケーションに障害。
- ③音声・言語・そしゃく障害 ⇒ 言葉として話すことが困難、噛む、飲むことに障害。
- ④肢体不自由 ⇒ 手足や体幹に運動障害のあること。
- ⑤内部障害 ⇒ 身体内部（心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害。

2 高次脳機能障害

【高次脳機能障害】

- ・様々な原因によって、脳に損傷をきたしたために生じる、言語能力、記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能・精神機能の障害。

3 知的障害

【知的障害】

- ・先天性又は出産時、あるいは出産後早い時期に、脳に何らかの障害を受けたため、知的な発達遅れ、社会生活への対応が著しく困難なこと。

4 発達障害

【発達障害】

- ・脳の機能障害があり、それによって生活や学習に困難さをもつ障害。

5 精神障害

【精神障害】

- ・「統合失調症」や気分障害（うつ病、双極性障害）、「アルコール依存症」などの精神疾患にかかり、「考えをまとめること」や「人とのコミュニケーション」がしづらくなり「意欲が弱まりひきこもりが」ちになる」などして生じる「生活がしにくい状態」が精神障害。

6 高齢者

【高齢者】65歳以上

- ・要介護認定を受けている人であり、重度認定者には特に配慮した支援が必要。
- ・高齢者だけで暮らしている世帯。状況に応じた支援が必要。

7 妊産婦、乳幼児・子ども

【妊産婦、乳幼児・子ども】

- ・妊娠中や出産直前の人には自分で行動できるが、行動能力が低下しているため支援が必要。
- ・自分で行動する能力がなく、判断できないため支援が必要。

8 避難所における配慮事項（高齢者・妊産婦、乳幼児・子ども）

要支援者等	配慮事項	備考
高齢者	<p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者には優先的に食事の手配をする。 ・食事介助には、嚥下に気を付け、気管に入ったりしないよう相手のペースに合わせる。 ・固いものや冷たいものはなるべく別途調理する。 ・脱水症状になりやすいので、水分を十分に補給する。 ・排尿の頻度が多いので、高齢者の避難場所はトイレに近い場所に配慮し、オムツ交換ができるようにする。 ・衝立を利用し、オムツ使用者のプライバシーに配慮する。 ・紙オムツ、ポータブルトイレを確保。 ・長引く避難生活では入浴支援が必要。 ・寝たきり高齢者などには入浴が無理でも、清拭支援をする。 ・お湯等調達して、対処することや床ずれ防止の体位交換や寝具への配慮が必要。 	
妊産婦 乳幼児 子ども	<p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産や育児に対する不安に加え、避難生活に対する大きなストレスが加わることを理解し、周囲の皆で配慮することが必要。 ・身体が冷えないよう、居室環境に工夫が必要。 ・周囲に気兼ねなく、授乳やオムツ交換ができるよう場所を確保。 ・乳幼児や子どもがいる場合には、紙オムツ、粉ミルクや粉ミルク用のお湯など、子供用の衣料品などの調達が必要。 ・早めに母子の健康をチェックしてもらえよう専門家に相談。 ・おもちゃを用意したり、遊び場を設けたりして、乳幼児や子供たちのストレスを和らげる工夫が必要。 ・避難場所での生活が不規則になりがちであるが、一日でも早く規則正しい生活リズムを取り戻し、子供たちの不安な気持ちを解消させるようにする。 ・子どものできるお手伝いをさせる機会も大きな心のケア。 ・妊婦には腹圧のかかる仕事などは控えるよう配慮する。 	

要支援者等	配慮事項	備考	要支援者等	配慮事項	備考
視覚障害	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「前、後、左、右」のように具体的な表現を使う。 ・触れることが可能なものなら、触れて確認できるようにする。 ・誘導するときは誘導する人の肩や肘に手を添え、お互い声掛けを行う。 ・盲導犬などの補助犬に声かけたり、触らない。 <p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送等の呼びかけにより、自主的に視覚障害を伝えてもらう。 ・情報バリア、異動バリア、コミュニケーションバリアを理解する。 ・障害の程度や情報取得方法を確認し、可能な方法で支援する。 ・最初に避難所内を案内し、トイレや給水所等の位置を知らせる。 ・周囲に視覚障害者がいることを認識してもらい支援の協力要請。 ・最新情報を放送や個別に伝えるなど情報の共有化を図る。 ・避難スペースは移動距離が極力短く通行しやすいところにする。 ・衛生面やプライバシーに配慮。 ・通行の邪魔にならないよう通路に物を置かないようにする。 ・極力、段差の解消をする。 ・盲導犬利用者には一緒に生活できるようにする。 ・SOSを発信するときのルールを予め決めておく。 	耳マーク、補聴器	知的障害	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人にわかりやすい言葉で、本人に合わせて話す。 ・重要なことから1つずつ、優しく繰り返し説明する。 ・根気よく繰り返しやさしくあたたかく練習する。 ・本人が困っている場合、声掛けする。 <p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難しい言葉を使わず、ゆっくりていねいに伝える。 ・紙に短く、メモや絵をかいて、要点をまとめて伝える。 ・不安定な場合、周囲の危険を回避し、押さえつけたり、叱らず落ち着くまで待つ。 ・音に過敏な方もいる、大声や強く叱ったりしない。不安定になる。 ・興味を切り替えるようなものを進める。（飲み物、食べ物、ゲーム） 	
聴覚障害	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆっくり、はっきりした声で口の動きがわかるよう話す。 ・手話や身振り手振り、筆談など交え会話する。 <p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲示板などで呼びかけ、障害者であることを申し出てもらおう。 ・手話通訳者等の協力体制を整えておく。 ・聴導犬利用者には一緒に生活できるようにする。 ・聴覚障害者用情報受信装置など準備する。 		発達障害 障害	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自閉症スペクトラム障害（ASD） <ul style="list-style-type: none"> ・対人関係の障害、コミュニケーションの障害、興味や行動のこだわり ・集団行動が苦手、会話がつかまらない、特定のことは集中する。 ・注意欠陥多動性障害（ADHD） <ul style="list-style-type: none"> ・発達年齢に見合わない多動・衝動性、あるいは不注意などの症状 ・じっとしてられない、しゃべりすぎる、順番を待てない ・整理整頓が苦手、うっかりミスが多い。 ・学習障害（LD） <ul style="list-style-type: none"> ・知的発達に問題はないのに、読む、書く、計算するなど特定の事柄のみがとりわけ難しい状態。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほめたうえで、どうすればもっとよくなるか肯定的、具体的に伝える。 ・その人の理解している言葉を使い、写真や絵を活用し理解しやすくする ・言葉で説明する時、短い文で、一つずつ順を追って具体的に伝える。 ・人ごみ、大きな音、光などを苦手とする人がいる、安心できる環境を。 <p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族等にかかわり方を確認する。 ・健康状態の丁寧な観察を行う。 ・抽象的な言葉でなく、具体的に伝えるようにする。 ・座布団や椅子などで居場所を設置、衝立を活用するなど配慮 ・こだわりへの配慮、食べ物等（洋式トイレへのこだわりなど） ・不安定な場合、周囲の危険を回避し、押さえつけたり、叱らず落ち着くまで待つ。 ・音に過敏な方もいる、大声や強く叱ったりしない。 	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害
音声・言語・そしゃく障害	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰り返しよく聞くこと。 ・食事の形態に配慮が必要。 				
肢体不自由	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に声掛け、支援が必要か確認し、具体的な支援を行う。 <p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような支援が必要か確認してから行動する。 ・車椅子の異動に必要なスペースを確保。段差解消。 ・利用可能なトイレがあるか確認。 ・カーテン付ベッドを設置し、オムツ交換ができるスペースを確保する。 ・体温調整ができない方のため、毛布等の配布に配慮。 ・褥瘡防止マットレスを設置する。 				
内部障害	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電車内で優先席の優先利用に配慮。 ・オストメイトマークのトイレでは優先使用に配慮。 <p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為の受ける必要のあり方に申し出てもらい、医療機関につなぐ。 ・衝立等利用し、器具の消毒などできるスペースを確保。 ・ストマの方へのトイレ使用への配慮。 	ハートプラスマーク オストメイトマーク	精神障害	<ul style="list-style-type: none"> ・「統合失調症」や気分障害（うつ病、双極性障害）、「アルコール依存症」などの精神疾患にかかり、「考えをまとめること」や「人とのコミュニケーション」がしづらくなり「意欲が弱まりひきこもりが」ちになる」などして生じる「生活がしにくい状態」が精神障害。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の理解と協力が精神障害者の苦しみを軽減 ・健康的なところを大切に気長に見守る 	
高次脳機能障害	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意障害 ⇒ ぼーっとしている。一度に二つのことができない。 ・記憶障害 ⇒ 新しいことの記憶が難しい。約束を守れない。 ・遂行機能障害 ⇒ 優先順位が付けられない。 ・社会的行動障害 ⇒ 引きこもりがち、おこりやすい。 ・半側空間無視 ⇒ 移動中物にぶつかる。食卓の左側半分がわからず ・失語症 ⇒ 思った言葉が出てこない、字を読んだり書いたりできない。 <p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一度に多くのこと話さず、ゆっくり一つ一つ理解しているか確認していく ・約束などするとき、メモを渡すなど覚えやすい方法にする。 ・興奮しているときは、話題を変えたりする。 			<p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を知られたくない場合もあるので、服薬を他人の目を気にしないよう配慮する。 ・服薬が継続できるよう、所持分を確認する。 ・質問攻めにせず、落ち着くまで話を聞き見守る。 ・睡眠が十分とれるよう配慮。 ・話す場合、一度に多くの内容を盛り込まず、一つのことを簡潔に伝える。 ・強い不安、症状悪化がみられた場合、かかりつけ医や心のケアチームに連絡し、指示を受ける。 	